

# 「標準貨物自動車運送約款」

## 改正に係る説明会を開催

～荷主に対価を分かり易く提示するために～

国土交通省では、トラック運送事業における適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款の一部を改正（平成29年8月4日公布、平成29年11月4日施行）しました。

これにより運賃と料金の範囲が明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境が整備されることとなりました。

つきましては、標準貨物自動車運送約款の改正点についての解説及び運賃・料金の適用方変更に伴う届出等についての説明会を、次により開催しますのでご案内申し上げます。

なお、会場の都合上、1社1名のご参加にてご協力をお願いします。

1. 日 時 平成29年10月17日（火）  
10時30分～11時30分
2. 場 所 長野県トラック会館3F 研修ホール
3. 講 師 北陸信越運輸局長野運輸支局
4. 内 容 標準貨物自動車運送約款の改正点等について  
運賃・料金の適用方変更に伴う届出等について

申込締切日 下記申込書にご記入の上、平成29年10月13日までにFAX（026-254-5155）へご返信ください。

定 員 120名になり次第締め切らせていただきます。

.....

### 「標準貨物自動車運送約款」改正に係る説明会参加申込書

(公社) 長野県トラック協会 行  
(FAX026-254-5155)

#### 事業者名

出席者名	役 職